

県民交通災害共済見舞金請求の手続き

県民交通災害共済見舞金は、会員の皆様からお預かりした大切な会費からお支払いしています。

見舞金のお支払いを速やかに行うため、次のことにご注意いただき手続きをお願いいたします。

1. 共済見舞金の請求は、交通事故で死傷した方（治療実日数3日以上）で、請求期間は、事故発生日の翌日から2年以内です。
2. **交通事故証明書**
 - ・受傷した会員の氏名が記載されているもの。
※受傷した会員の氏名が記載されていない場合は、保険会社から保険金が支払われた記録がわかるもの。詳しくはお問い合わせください。
 - ・保険会社等から取り寄せたコピーの場合、原本証明（保険会社等にて原本と相違ない旨の証明）のあるもの。
3. 交通事故証明書のない事故は、**交通事故申立書**〔目撃者（未成年以外の第三者）の証明が必要〕により9等級（3万円）までの制限給付となります。
4. **診断書**〔医療機関独自の診断書・特定の様式のもの（地域安全課にあります）〕
 - ・受傷原因が交通事故とわかるもの。または、車両に伴う事故が原因でケガをしたことがわかる記述があるもの。
 - ・通院実日数がわかるもの。
 - ・保険会社等から取り寄せたコピーの場合、原本証明（保険会社等にて原本と相違ない旨の証明）のあるもの。
 - ・複数の医療機関にかかった場合は、病院ごと。
5. 給付の対象となる日数は、入院・通院とも実日数です。事故から完治までの延べ日数ではありません。
※同じ日に、2ヶ所以上の病院等で治療等を行なった場合や同じ病院で複数の診療科にかかった場合も1日として計算します。
6. 事故発生日から病院等に行くまでに日数があいた場合は、**理由書**を提出していただくことがあります。
7. カイロプラクティック（整体）・気功・心霊療法等は、民間療法による医業類似行為のため対象となりません。
8. 身障見舞金請求時（1・2級該当者）には、発行された身体障害者手帳の写し・身体障害者用診断書（コピー）が必要です。なお、身障見舞金の請求期間は事故発生日の翌日から2年以内です。（但し、共済見舞金の支払を受けていることが必要です）
9. 受傷者以外の方が請求する場合は**委任状**（様式不問）が必要です。但し、未成年者に代わって親権者が手続きする場合は、この限りではありません。代理人の方は、**身分証明書・印鑑**をご持参ください。※**受傷者の印鑑**も必要です。
10. 次のような事故等の場合、共済見舞金は給付することができません。
 - 全額
 - ① 会員または見舞金受取人の故意による事故
 - ② 会員が、無免許や酒気帯びにて運転中に生じた事故、またはその事実を承知で同乗していた事故
 - ③ 地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故
 - 全額または一部
 - ① 正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
 - ② 会員または見舞金受取人の重大な過失による事故
 - ③ その他法令に違反し組合長が不相当と認める事故

（裏面に続く↓）

*** * * 持参していただくもの * * ***

- 会員証
- 運転免許証（免許の必要な車両を運転中の事故のとき）
- 交通事故証明書 無い場合は 交通事故申立書（地域安全課にあります）
- 診断書（特定の様式のもの地域安全課にあります）
- 委任状〔請求人（未成年者の場合は親権者）以外の方が請求する場合〕
- 身分証明書（免許証が必要ない場合・代理人）
- 印鑑（受傷者・請求人）
- 見舞金請求書（地域安全課にあります）

※ご不明な点は必ずお問い合わせください。

お問い合わせ
牛久市役所地域安全課
TEL 8 7 3 - 2 1 1 1